

《取扱期間》

令和8年

4月1日



令和9年

3月31日

JA横浜

# 相続 定期貯金

未来へとつなげる

この場所で

想いをさらに



スーパ-定期貯金

自動  
継続

100万円以上

大口定期貯金

自動  
継続

1,000万円以上

店頭  
表示金利

期間  
6か月

+ 年0.5% (税引後 年0.398%)

※金利情勢等に大幅な変動があった場合には、金利上乗せ幅の見直しや取扱いを中止する場合があります。

詳しくは裏面をご覧ください

JA横浜  
<https://ja-yokohama.or.jp/>



JA横浜  
Yokohama

みんなが  
WAPPY!  
やるJA  
横浜!

商品名	相統定期貯金 《スーパー定期貯金(単利型)または大口定期貯金で組入れます》
ご利用いただける方	金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相統手続完了後1年以内に、相統により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ※ご契約の際、他金融機関で相統手続をされた方は、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相統手続であること」「お預け入れ資金が相統により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】●遺産分割協議書の写し ●金融機関に提出した相統手続の依頼書等の写し ●遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し ●戸籍謄本の写し ●被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等
期間	●6か月 ●自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。
預入方法	(1)預入方法 一括預入 (2)預入金額 100万円以上相統により取得した金額の範囲内まで (3)預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利 預入時の「スーパー定期貯金(単利型)」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に年0.5%(税引前)を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金(単利型)」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 (2)払戻頻度 満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4)税金 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情報の入手方法 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●スーパー定期貯金(単利型)は、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)スーパー定期貯金(単利型)の場合 ① 6か月未満…解約日における普通貯金利率 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (2)大口定期貯金の場合 ① 次の預入期間に応じた利率 6か月未満…解約日における普通貯金利率 $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ② 約定利率 (注)なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示)の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。
貯金保険制度(公的制度)	【保護対象】当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	【苦情処理措置】本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、総合リスク管理部(電話:0120-62-9311)または口座開設店舗にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 【紛争解決措置】外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

青葉区・緑区・都筑区	
山内支店	青葉区新石川1-20-10 045(911)1211
荏田支店	青葉区荏田町378-2 045(911)4489
たまプラーザ支店	青葉区美しが丘2-15-1 045(901)3909
中里支店	青葉区下谷本町40-2 045(973)3004
たちばな台支店	青葉区たちばな台2-14-12 045(961)4501
田奈支店	青葉区田奈町52-8 045(981)1811
長津田支店	緑区長津田5-1-6 045(983)2541
新治支店	緑区中山5-13-1 045(931)2557
都田支店	都筑区池辺町2707-1 045(941)2301
東方支店	都筑区東方町1401 045(942)2311
都筑中川支店	都筑区中川中央1-26-6 045(912)3711
北山田支店	都筑区北山田2-5-1 045(594)1212

泉区・戸塚区	
中田支店	泉区中田西2-1-1 045(802)8888
和泉支店	泉区和泉中央南4-4-5 045(802)1284
いずみ野駅前支店	泉区和泉町5735-8 045(801)2181
飯田支店	泉区上飯田町1121 045(802)1211
中川支店	泉区岡津町145-3 045(811)4331
緑園都市支店	泉区緑園1-1-17 045(813)3661
川上支店	戸塚区前田町85 045(822)1131
舞岡支店	戸塚区舞岡町3086 045(822)1134
戸塚支店	戸塚区戸塚町3981-8 045(881)0072
大正支店	戸塚区原宿4-16-12 045(851)5741

南区・港南区・磯子区・栄区・金沢区	
港南支店	港南区丸山台1-15-3 045(842)1662
日野支店	港南区日野中央2-44-10 045(833)1394
港南台支店	港南区港南台3-3-1 045(835)2222
上大岡支店	港南区上大岡西3-6-16 045(842)0453
磯子支店	磯子区田中2-4-8 045(771)4349
杉田支店	磯子区杉田3-11-21 045(772)5600
本郷支店	栄区桂町279-24 045(891)3135
本郷東支店	栄区上郷町84-22 045(895)1122
豊田支店	栄区長沼町140-1 045(861)4321
金沢支店	金沢区金沢谷東4-1-12 045(781)5440
金沢文庫支店	金沢区片吹69-23 045(785)7131
※令和8年10月24日(土)杉田支店は磯子支店に統合。	

港北区・鶴見区	
港北支店	港北区大豆戸町207 045(542)1581
小机支店	港北区小机町971-1 045(471)8981
日吉支店	港北区日吉本町3-31-17 045(563)6161
新田支店	港北区新吉田東8-4-10 045(531)7241
新羽支店	港北区新羽町1625-1 045(547)2811
鶴見支店	鶴見区駒岡3-32-27 045(573)1111

瀬谷区・旭区	
原支店	瀬谷区阿久和東4-28-12 045(363)2018
瀬谷支店	瀬谷区本郷2-32-10 045(301)2020
瀬谷駅前支店	瀬谷区瀬谷4-24-63 045(303)3531
二俣川支店	旭区二俣川1-6-21 045(362)2112
都岡支店	旭区今宿西町289 045(951)1110
白根支店	旭区上白根1-1-5 045(953)1391

神奈川区・保土ヶ谷区・西区・中区	
神奈川支店	神奈川区神大寺2-19-20 045(491)1181
菅田支店	神奈川区菅田町1717 045(472)0221
新桜ヶ丘支店	保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-20-28 045(351)7171
保土ヶ谷支店	保土ヶ谷区西谷4-11-1 045(373)9522
和田町駅前支店	保土ヶ谷区仏向町9-2 045(332)6835

●詳しくは窓口にお問い合わせください。



令和8年4月1日現在